

【畜産環境総合整備事業】

1. 事業目的

畜産環境総合整備事業は、将来にわたり畜産主産地としての発展が期待される地域において、総合的な畜産経営の環境整備を行い、家畜排せつ等の地域資源のリサイクルシステムを構築することにより、畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化に資する。

2. 主な事業内容

基盤整備〔草地等の造成整備、畜産施設用地の造成整備など〕

施設整備〔家畜排せつ物の発酵、炭化、焼却、浄化等の方法による処理施設整備、地域有機物残さの飼料化施設整備、たい肥土壌分析施設の整備など〕

3. 事業主体等

都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、事業指定法人

4. 補助率

基盤整備費〔内地（50%）、離島（55%以内）〕

施設整備費〔内地（55、50、45%、1/3以内）、離島（60、55、50%、1/3以内）〕

